

令和3年7月9日

保育施設等 施設長 各位

石垣市長 中山 義 隆  
〔公 印 省 略〕

沖縄県緊急事態措置の延長について（通知）

日々頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。  
この度、沖縄県緊急事態措置が令和3年8月22日まで延長されることになり、公立保育施設等（民間施設については同様の要請とする）の運営につきましては、下記のとおりとしますので、貴施設の保護者へ別添通知書にてお知らせさせていただきますようお願いいたします。

記

- 1 通知における適用期間 令和3年7月12日（月）から8月22日（日）
- 2 保育施設等の運営について
  - (1) 通常運営となる施設（民間保育施設等についても同様の要請とする。）  
公立保育所、公立幼稚園、公立認定こども園、子どもホッ！とステーション、預かり保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター
  - (2) 運営時間短縮となる施設（館内消毒のため12-14時の間は利用停止とする。）  
子どもセンター、とのすく児童館、こっこーま
- 3 緊急事態措置延長に伴う「家庭保育の協力」について  
緊急事態措置期間中の「家庭保育の協力」により登園自粛を行なって頂きました家庭に対しては保育料（副食費）及び利用料の軽減を行ないます。
- 4 島外渡航した場合の対応について
  - (1) 緊急事態措置期間中の島外渡航は出来る限り控えていただき、やむを得ず渡航する場合は、事前に保育所（園）へ旅行届（別添様式2）を提出してください。  
また、渡航の際には感染拡大予防策として渡航前後のPCR検査又は抗原検査（いずれも自己負担）の受診を推奨します。
  - (2) 保育従事者（本人）が島外渡航した場合、帰宅した日から2週間は、健康観察は確実にを行い、体調の変化に気をつけていただき、発熱や風邪症状等があった場合は、自宅療養を行ってください。  
また、帰宅後1週間は、家族以外の者との会食は控えてください。
  - (3) 家族の者が島外渡航した場合には、上記②同様に保育従事者（本人）は2週間の健康観察を行ってください。

（裏面に続く）

## 5 その他

- (1) 家庭内に濃厚接触者（親兄弟など）がいる場合、その家庭内の保育従事者は出勤停止とする。ただし、当該濃厚接触者がPCR検査で「陰性」と判定され、医療機関等から自宅待機が解除された場合は出勤可とする。
- (2) 国の緊急事態宣言や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

(様式2) 施設職員用

旅 行 届

年 月 日

施設名：

園長 様

施設名

氏 名

印

私は、郡外（沖縄県内）に移動した場合の感染予防対策（注意事項）を遵守し、  
下記のとおり、旅行します。

記

1 旅 行 期 間

令和 年 月 日

令和 年 月 日 （ 日間）

2 旅 行 先

3 旅 行 の 理 由

4 滞在場所（連絡先）

5 行動（移動）計画

6 備 考